

事業費補助金調査票(表)

補助金名	民家防音家屋等維持管理費補助金
------	-----------------

担当課	空港部 空港対策課					
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業	
	01	02	07	02	60	— 01
事業名	民家防音家屋等維持管理費補助事業					
新規・継続の別	継続					
補助・単独の別	市単					
補助の種類	事業					

R2実施計画額	791,463	千円
R1 予算額	687,434	千円
H30 決算額	665,758	千円
H29 決算額	666,503	千円
H28 決算額	661,874	千円
H27 決算額	657,620	千円
H26 決算額	654,739	千円

事業の趣旨・目的	成田市航空機公害防止条例第7条の規定により、騒防法により指定されたA・B滑走路に係る第一種区域、A・B滑走路に係る第一種区域に挟まれた地域(谷間地域)及びA・B滑走路に係る第一種区域に隣接した区域内に所在し、航空機騒音の障害を防止するため空港会社、県、市及び共生財団の助成を受けて住宅防音工事を実施した家屋等の所有者等に対し、住宅防音工事を施工した家屋及び住宅防音工事の際に設置した空調施設の維持管理費の一部を補助することにより、地域住民の生活の安定に寄与することを目的とする。			補助対象者	【補助対象者】 毎年度1月1日現在本市における民家防音家屋に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの。		
	開始年度	昭和	63 年度		【補助対象経費】 家屋及び空調施設の維持管理に係る経費		
根拠法令等	(市) 成田市民家防音家屋等維持管理費補助金交付規則 民家防音家屋等維持管理費補助事業実施要領 成田市航空機公害防止条例			補助率	【補助率】 ①民家防音家屋維持管理費補助金 第一種区域及び谷間地域 母屋 46,000円 第一種区域及び谷間地域 別棟 20,000円 隣接区域 母屋 23,000円 隣接区域 別棟 10,000円 ②1室・2室の防音家屋維持管理費補助金 固定資産税額を超えない額 ③空調施設維持管理費補助金 第一種区域及び谷間地域 隣接区域 冷暖房機1台 100,000円 冷暖房機1台 32,000円 冷暖房機2台 146,000円 冷暖房機2台以上 48,000円 冷暖房機3台以上 176,000円 ※7月1日に補助対象家屋に居住していない場合における当該年度の補助金の額は、2分の1。		
	留意事項				【近隣自治体の補助率】(H31年度当初) ①②無		
決算内訳		平成 30 年度決算額等 (単位:千円)			補助率	(芝山町)	(横芝光町)
	金額	件数	割合	③一種、谷間、隣接 冷暖房機1台 70,000円 冷暖房機2台 100,000円 冷暖房機3台以上 130,000円		③一種 冷暖房機1台 50,000円 冷暖房機2台 70,000円 冷暖房機3台以上 80,000円 準谷間地域 冷暖房機1台 25,000円 冷暖房機2台 35,000円	
成果指標	全体事業費	665,758			成果指標	(山武市)	隣接区域 冷暖房機1台 15,000円 冷暖房機2台 20,000円
	うち市補助金	665,758	4,391	100.0%		③一種 冷暖房機1台 60,000円 冷暖房機2台 85,000円 冷暖房機3台以上 100,000円 隣接区域 冷暖房機1台 25,000円 冷暖房機2台 35,000円 冷暖房機3台以上 40,000円	
	うち国補助	0		0.0%			
	うち県補助	0		0.0%			
	自己負担	0		0.0%			
					成果指標: 交付件数	(単位:件)	
						年度	数値
						平成30年度	4,391
						平成29年度	4,398
						平成28年度	4,364

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる、「空港と共生し安心して暮らせるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	成田空港の更なる機能強化について合意した状況を踏まえ、本事業を始めとする空港周辺地域の騒音対策は市民ニーズに合致する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の市補助率は1/2以下である	いいえ	近隣自治体と比較し高水準であるが、空港容量50万回に向けて補助額を増額してほしいとの意見を頂いたこともあり、住民負担を軽減している経緯があるため、今後も補助水準を維持していく必要がある。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付件数 H28: 4,364件、H29: 4,398件、H30: 4,391件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	市民ニーズは高く、成田空港周辺地域の騒音対策として有効と考える。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でない認められる経費	はい	
課題			
最終評価	維持継続		
評価者所見	成田空港については、平成30年3月に滑走路の増設を含めた成田空港の更なる機能強化の実施について四者が合意し、引き続き空港周辺住民の「生活環境の保全」と「空港の機能強化」との調和を目指していくことが確認された。 本事業は、住宅防音工事を施工した家屋及び空調設備の維持管理費の一部を補助することにより、騒音地域住民の生活の安定を図るもので、本市の基本目標である「空港と共生し安心して暮らせるまちづくり」を推進するため、重要な事業である。 補助率は、周辺市町より高水準であるが、成田空港の更なる機能強化により今後も航空機騒音による影響の増加が見込まれることやこれまでの成田空港と地域の共生に向けた取り組みの経緯を踏まえ、現在の補助水準を維持し、継続して事業を実施する。		